

第2部

基本構想

1. 目指すべき将来像
2. まちづくりの目標
3. 土地利用構想
4. まちづくりの基本方針

1. 目指すべき将来像

将来像

人と緑が輝く オールインワンのまち

本町は、平成27年(2015年)に策定した第6次総合計画で掲げた「キラリとひかるだれもが安全安心に暮らせるまち 明和町」の実現に向け、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

第6次総合計画の策定から10年以上が経ち、現在の社会経済情勢は、少子高齢化の一層の進行やデジタル技術の劇的な進歩等、変化が激しい時代を迎えており、本町が持続的に発展していくためには、社会の変化に適切に対応する必要があります。オールインワンのまちづくりは、こうした社会の変化に対応しながらも、「防災」、「保健・医療」、「福祉」を中心とし、「買い物」、「道路」を含めた各種サービスを町内で完結させ、安心して快適な生活を実現するものです。

一方で、人と緑が輝くまちづくりにおいては、ライフスタイルが多様化する中であっても、自己実現を図ることができる環境の整備と、利根川と谷田川に挟まれた緑豊かな自然環境の保全を行うことで、町民一人ひとりが「明和町をよりよい場所にする」というシビックプライドの醸成を目指します。

2. まちづくりの目標

基本構想の目標年次である令和16年度(2034年度)に向け、目指すべきまちづくりの目標を以下のとおり設定します。

1. 目標人口

令和 16 年度(2034 年度)に目標人口 11,000 人を目指します。

2. 町民満足度

将来像の実現に向けて、以下の町民満足度をまちづくりの目標として設定します。

目標	令和5年度(2023年)	令和16年度(2034年)
愛着 明和町に愛着を持っている町民の割合	89. 7%	92. 0%
住みやすさ 住みやすいと思う町民の割合	89. 7%	92. 0%
居住意向 住み続けたいと思う町民の割合	92. 9%	94. 0%

3. 土地利用構想

将来的な高齢者のさらなる増加等を見据えると、買い物や通院等、住民の生活利便性を向上させる都市機能の充実を図るとともに多様な世代のニーズに対応した住環境づくりを進める必要があります。

また、町内外から人々が集い、交流する場として都市機能の集積や公共交通の利便性向上を図るとともに、利根川や谷田川周辺の自然環境や農地の保全を行い、住宅地や工業地等の都市的土地利用を適切に配置し、持続的な発展につながるような土地利用を目指します。

土地利用の方針

- ・現在の土地利用計画制度（区域区分・用途地域等）の指定に基づいた土地利用の考え方を基本とし、居住及び都市機能の集積を図り、持続可能で暮らしやすい居住環境を形成します。また、生活利便性を向上させ、子育て世帯等の定住を促します。
- ・地域コミュニティの維持・活性化に向け、住環境の整備を図ります。
- ・農用地は、農業生産の場としてだけでなく、都市景観及び都市防災の点でも重要であるため、無秩序な開発の抑制と保全を図ります。
- ・市街化調整区域は、市街化の抑制と農用地保全を基本としつつ、利便性や効率性の高い地区に限定し、地域の活性化に資する産業等の立地誘導を検討します。
- ・災害リスクの高いエリアは、開発の抑制等安全なまちづくりのための総合的な対策を検討します。

◆住宅地・集落地

住宅地・集落地は、多様な世代のニーズに対応した住宅地の形成を図り、良好な住環境や景観づくりを目指します。

◆産業・業務地

産業・業務地は、暮らしの利便性や地域の発展に資する土地利用を図ります。

◆工業地

既存工業団地周辺は、地域経済の発展と雇用の確保に向け、良好な操業環境の維持・形成を図ります。

◆農用地

田畑等の農用地は、都市防災の視点においても重要な土地であることから、計画的な維持・保全を図ります。

◆自然地

利根川、谷田川や桜並木路は、地域住民にとって身近な自然であるため、良好な景観の保全に努めるとともに、自然と触れ合う場としての活用を図ります。

4. まちづくりの基本方針

将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの基本的方針を、全てに共通する考え方を示すマネジメント方針と4つの基本方針として、以下のように掲げます。

地域マネジメント

基本方針の土台

デジタル技術等、時代の変化に応じた行財政運営に取り組むとともに、シティプロモーションによりまちの魅力発信を行っていきます。

基本方針1

安心快適

災害等のリスクに強い安全安心なまちづくりを推進するとともに、快適な都市空間や移動環境の整備を行い、快適で住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

基本方針2

健康福祉

子育て支援及び保健・福祉施策の充実を図り、子どもから高齢者、障害者のだれもが、地域のなかでの支え合いや助け合いを通じながら、生き生きと暮らしていけるまちづくりを進めます。

基本方針3

教育文化

児童・生徒の生きる力を育む教育内容や教育環境等の充実とともに、生涯にわたりスポーツ、文化芸術等の活動へ参加できる環境づくりを整備し、シビックプライドの醸成を進めます。

基本方針4

産業環境

人と自然が調和した持続可能な社会の形成に配慮するとともに、農業基盤整備、地域産業の一層の振興を図り、雇用の場の確保やにぎわいのある明るいまちづくりを進めます。

施策の体系

基本方針1 安心快適

快適で住みたいと思えるまちづくり

- 1-1 防災
- 1-2 生活安全・交通
- 1-3 住宅
- 1-4 上下水道
- 1-5 道路・河川
- 1-6 公園



基本方針2 健康福祉

助け合いを通じながら、
生き生きと暮らしていけるまちづくり

- 2-1 子育て支援
- 2-2 地域福祉
- 2-3 高齢者福祉
- 2-4 障害者福祉
- 2-5 健康づくり



基本方針3 教育文化

教育環境などの充実と
シビックプライドの醸成

- 3-1 学校教育
- 3-2 幼児教育
- 3-3 生涯学習・青少年
- 3-4 文化・スポーツ



基本方針4 産業環境

雇用の場の確保やにぎ
わいのある明るいまち
づくり

- 4-1 農業
- 4-2 商工業
- 4-3 環境
- 4-4 労働



地域マネジメント

財政健全化

多様な主体との連携

デジタル化の推進

時代の変化に対応した行政サービス

シティプロモーション